

LGBTQ 電話相談のご案内

LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・エスチュニア）に関する電話相談を行います。

日常生活で困っていること、学校や職場、就職活動での悩み、周辺へのカミングアウト（告白）や協力してほしいことなどに真剣に耳を傾け、一緒に考えていきます。専門の相談員が対応しますので気軽にご相談ください。

とき 8月15日㈯ 午後1時～7時まで
相談員 SAG 徳島のメンバー

電話相談番号 080-3164-2230

※相談日以外は繋がらませんのでご注意ください。相談無料、秘密厳守。



問い合わせ 市人権課 ☎ 22-2229 FAX 22-2260

「児童扶養手当」の請求はお済みですか

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されます。手当を受ける資格があつても、請求をしないと受けることができませんので、該当すると思われる方は手続きをしてください。

ただし、監護・養育している方の所得により、手当の一部または全部が支給されないことがあります。過去に所得が高く請求していない方でも、前年中の所得状況で手当が支給される場合もあります。

その他該当要件など、対象者により異なりますので詳しくは問い合わせください。

※支所では受け付けていません。

問い合わせ 市子育て支援課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245

落書きは犯罪です!!

落書きは軽犯罪法や刑法の器物損壊罪などで罰せられる可能性がある犯罪です。特に差別や偏見に基づいた落書きは人の心を傷つけるだけでなく、見た人に偏見や思い込みによる新たな差別意識を植え付け、助長する恐れがあります。

このような落書きを見発した場合は下記の連絡先に電話をしてください。

差別することは、人間として「恥ずかしい」行為です。誰もが住みよい社会を目指して気づき、考え、行動しましょう！

※差別落書きは刑法の「侮辱罪」・「名誉毀損罪」で訴えられることができます。



問い合わせ 市人権課 ☎ 22-2229 FAX 22-2260
市生涯学習課 ☎ 22-2271 FAX 22-2270

「児童扶養手当現況届」の提出

現在、児童扶養手当を受けている方は、8月中に「児童扶養手当現況届」の提出がないと11月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず期間中に手続きをしてください。

受付期限 8月31日㈪ (土・日・祝を除く)

提出場所 子育て支援課（本館1階）

※支所では受け付けていません。

持参物 印鑑（スタンプ印・ゴム印不可）、児童扶養手当証書（令和元年度受給対象者の方）

※状況に応じて、他に提出書類が必要な場合があります。



問い合わせ 市子育て支援課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245



「粗大ごみ」の高齢者・障がい者世帯訪問収集

吉野川市リサイクルセンター、山川不燃物処理場に粗大ごみの自己搬入（持ち込み）が困難な方、鴨島地区は集積所まで出すことが困難な方を対象に訪問収集を行います。

※粗大ごみとは原則指定袋に入らないごみです（指定袋に入るごみは訪問収集できません）。

対象となる世帯

- 70歳以上の方のみの世帯
- 介護保険の要介護認定（要支援を除く）を受けた65歳以上の方のみの世帯
- 身体障害者手帳所持者で肢体不自由または視覚障がい1級・2級の方のみの世帯

対象品目 粗大ごみ（詳細は「ごみ分別ガイドブック」をご参照ください）
申し込み方法 事前に電話などで申し込んでください。
※詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 市運転管理センター ☎ 25-2111 FAX 25-2112

消火器の廃棄

消火器は市では収集できません。

環境保全と事故防止のために専門業者による廃棄処理が必要です。

専門業者・処理費用の情報に関しては一般財団法人徳島県消防設備協会に問い合わせください。



問い合わせ 一般財団法人徳島県消防設備協会 ☎ 088-679-8351 FAX 088-679-8352
市運転管理センター ☎ 25-2111 FAX 25-2112

新ごみ処理施設建設候補地の選定

本市の「燃やせるごみ」の処理は、現在、「中央広域環境施設組合（阿波市）」で広域処理を行っていますが、令和7年7月に現処理施設の使用期限を迎える。新施設は本市単独で処理をすることが決定し、新たな施設の建設に向け、平成30年度より候補地の選定に着手しました。公募を含む市内10カ所の候補地の中から、学識経験者ならびに民間有識者、および市の関係部局により、比較検討した結果、鴨島町山路字廣谷の土地（吉野川市最終処分場に近接）を最終候補地として選定しました。

今後は、市民の皆さんへ一層の周知を図るとともに、新施設整備の準備を進めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 市事業推進課 ☎ 22-2287 FAX 22-2247

「ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせ」を発送します

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を9月下旬に送付します。

通知の対象者は、5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎ 088-677-3666 FAX 088-666-0105